

日總工產株式会社 定款

昭和 55 年 8 月 10 日作成

昭和 55 年 8 月 21 日会社設立

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、日総工産株式会社と称し、英文ではNISSO CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車及び自動車部品の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
2. コンピュータ及び通信機器の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
3. 電子機器、半導体、電気、電子機器用部品等の開発、設計、品質評価、改造、売買、製造及びその請負・受託
4. 工作機械及び建設土木機械の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
5. プレハブ住宅（組立住宅）及び住宅厨房設備機器の製造及びその請負・受託
6. 家庭用電気機械器具の開発、設計、品質評価、製造及びその請負・受託
7. 日用雑貨の製造及びその請負・受託
8. 食料品の製造及びその請負・受託
9. 印刷及び製本並びにその請負・受託
10. 工場構内の運送業務及び梱包作業の請負・受託
11. その他製品製造加工の関連する請負・受託
12. 電子機器の保守、保全
13. 技術指導及び技術者育成
14. 不動産の賃貸及び管理並びに地域開発に関する調査・企画・設計・監理
15. 労働者派遣事業
16. 有料職業紹介事業
17. 古物の売買、輸出入
18. 再就職支援等の事業
19. 広告代理業
20. 個人及び企業における能力開発、人材育成に関する教育事業
21. 木材、木工製品等の製造及びその請負・受託
22. 有料老人ホームの経営
23. 介護保険法による居宅介護支援事業
24. 在宅介護に関するサービス事業
25. 介護用品及び介護機器の賃貸及び販売
26. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、102,400,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要のあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長のほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。なお、取締役社長は当会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議によって、取締役社長以外に、前項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 前条第2項の取締役会決議に関する議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、当会社の職務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選定、退任、職務、任期等については、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる

できる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第47条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

以上、日総工産株式会社の現行定款とする。

令和 元年 5月 1日

横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日 総 工 産 株 式 会 社
代表取締役 清水 竜一

(定款変更記録)

平成 元年 7月 17日	第5条変更 (株式の総数、32000株に変更)
平成 3年 11月 1日	第5条変更 (株式の総数、16000株に変更)
平成 7年 7月 1日	第2条変更 (目的の追加)
平成 8年 6月 20日	第2条変更 (目的の追加、変更)
平成 9年 4月 24日	第2条変更 (目的の追加、変更)
平成 9年 6月 24日	第5条変更 (株式の総数、640000株に変更)
平成 9年 8月 29日	全面改定
平成 9年 10月 15日	第2条変更 (目的の追加)
平成 10年 1月 30日	第1条変更 (英文称号の追加)、第2条変更 (目的の追加)
平成 10年 10月 29日	第29条変更 (営業年度及び決算期)
平成 11年 12月 28日	第2条変更 (目的の追加、変更)
平成 13年 5月 25日	第5条変更 (株式の総数、128万株に変更)
平成 14年 4月 26日	第2条変更 (目的の追加)
平成 16年 3月 23日	第6条変更 (商法改正による額面の廃止ならびに 単位株制度から単元株制度への移行に伴う) 第13条変更 (株主総会の招集権者の変更) 第18条変更 (取締役の任期の変更) 第19条変更 (役員分掌につき一部変更) 第20条変更 (取締役会の招集権者の変更) 第27条変更 (商法改正による監査役の任期の変更に伴う)
平成 17年 4月 1日	第6章変更 (執行役員制度導入による追加)
平成 17年 6月 6日	第8条変更 (商法改正による株主名簿閉鎖の廃止に伴う)
平成 18年 3月 1日	第2条変更 (日本アンク合併に伴う)
平成 18年 6月 28日	会社法施行に伴う全面改訂
平成 19年 1月 29日	第2条変更 (目的の追加、変更)
平成 20年 4月 1日	第2条変更 (目的の追加、変更) 第14条変更 (株主総会招集権者及び議長を取締役社長に変更) 第22条変更 (取締役会招集権者及び議長を取締役社長に変更) 第24条変更 (取締役会書面決議の追加)
平成 20年 6月 25日	第25条変更 (取締役会議事録作成義務の追加) 第4条変更 (会計監査人の設置に伴う) 第6章変更 (会計監査人の設置による追加)
平成 21年 1月 28日	第2条変更 (目的の追加、変更) 第4条変更 (監査役会・会計監査人の廃止に伴う) 第5章変更 (監査役会の廃止に伴う) 第6章変更 (会計監査人の廃止に伴う)
平成 21年 6月 26日	第29条変更 (執行役員制度の廃止に伴う)
平成 22年 3月 31日	第21条変更 (役付取締役追加に伴う)
平成 25年 4月 17日	第2条変更 (目的の追加、変更)
平成 28年 6月 27日	第2条変更 (目的の変更) 第28条変更 (取締役責任免除の変更) 第29条追加 (執行役員制度追加に伴う) 第34条変更 (監査役責任免除の変更) 第36条変更 (中間配当追加に伴う)
平成 29年 6月 30日	第2条変更 (目的の追加、変更) 第4条変更 (監査役会、会計監査人の設置に伴う) 第15条変更 (決議方法の変更に伴う) 第21条変更 (役付取締役の変更に伴う) 第29条変更 (条文名の変更に伴う) 第5章変更 (監査役会設置に伴う変更及び追加) 第6章変更 (会計監査人の設置による追加)
平成 29年 10月 16日	第5条変更 (公告方法の変更に伴う)

	第6条変更	(株式総数、1, 280万株に変更)
	第7条変更	(単元株式の導入に伴う)
	第8条変更	(単元未満株式の権利の追加に伴う)
	第10条変更	(株券不発行に伴う)
	第14条変更	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の追加に伴う)
	第43条変更	(会計監査人の責任免除の変更に伴う)
	第45条変更	(剰余金の配当等の決定機関の追加に伴う)
平成30年 2月 1日	第6条変更	(株式総数、2, 560万株に変更)
平成30年 8月 22日	第6条変更	(株式総数、5, 120万株に変更)
令和 元年 5月 1日	第6条変更	(株式総数、1億240万株に変更)

以上